

道路台帳デジタル化及び公開型G I S等構築業務
受託候補者選定審査会設置要領

(設置)

第1条 道路台帳デジタル化及び公開型G I S等構築業務を実施するに当たり、プロポーザル方式により、その業務の履行に最も適した契約の相手方となる受託候補者を厳正かつ公平に決定するため、道路台帳デジタル化及び公開型G I S等構築業務受託候補者選定審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(掌握事務)

第2条 審査会は次に掲げる事務を掌握する。

- (1) 実施要領、仕様書、審査基準等の確認に関すること。
- (2) 規格提案書等の審査に関すること。
- (3) 受託候補者の決定に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 審査会の委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 副市長
 - (2) 総務部長兼企画政策部長
 - (3) 建設部長
 - (4) 経済振興部長
 - (5) 建設課長
- 2 審査会に会長を置き、副市長をもって充てる。
- 3 会長は、審査会を代表し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会議は必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(審査項目及び審査方法)

第5条 審査における審査項目は、別表のとおりとし、審査項目に基づき総合的に評価を行い、評価者の合計点が最も高い業者を受託候補者として選定する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知りえた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、建設部建設課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、令和5年4月10日から施行し、当該業務委託契約が締結された日をもってその効力を失う。